

令和6年4月1日

## 公共工事入札に係る予定価格の事後公表の試行について

高浜市役所 総務部 財務グループ

高浜市では、平成18年度より建設工事等の入札において、予定価格を事前公表することで、入札の透明性や公平性の確保に努めてきました。

しかしながら、予定価格を事前公表することにより、その価格が目安となって適正な競争が行われなくなることや、建設業者の見積努力を損なわせることになる等の意見もあります。

より適正な競争を確保するために予定価格の事後公表を昨年度に引き続き令和6年度においても、一部の工事について試行的に実施します。

### 1 対象案件

条件付き一般競争入札のうち、入札参加者等審査委員会で決定された基準に該当するもの

### 2 入札の執行について

これまでと同様に「高浜市電子入札実施要綱」に基づき、電子入札にて応札してください。

### 3 事後公表の入札執行に係る事項

- ① 1回目の入札で予定価格以下の者がいない場合には再入札を行います。再入札の回数は2回を限度とし、通算3回目の入札まで行います。
- ② 再入札を行う場合は、再入札の日時や最低価格を記した再入札通知書を電子入札システムで通知しますので、通知を確認して、受付日時に再入札をしてください。
- ③ 再入札の際は内訳書の添付は不要です。

④ 次の（１）から（４）のいずれかに該当する者は、再入札に参加することはできません。

（１） 前回の入札において、無効となった入札をした者

（２） 前回の入札において、最低制限価格を下回った入札をした者

（３） 前回の入札を辞退した者（前回の入札をしなかった者を含む。）

（４） ３回目の入札に限っては、２回目の入札の際、再入札通知書で通知された最低価格以上の額で入札をした者

⑤ 低入札調査価格、最低制限価格の算定基準については変更ありません。

#### ４ 設計図書の内容の質疑について

設計図書等に質疑がある場合は、従来どおり入札公告文で指定する期間内に、財務グループまで文書にて質問書を提出してください。様式は自由としますが、A４サイズで宛名は「高浜市長（財務グループ）」とし、「公表番号」と「工事名」を文書に記載してください。

質問書はFAXまたは電子メールによる提出を可としますが、送信後に財務グループまで電話連絡をし、通知が届いたかをご確認ください。